

第四十 勞務ニ關スル調査ヲ整備統合スル爲適切ナル措置ヲ講ズルモノトス

第七章 其ノ他ノ事項

第四十一 國民精神總動員運動等ノ方法ニ依リ勞務動員ノ趣旨ノ徹底並ニ一般國民ノ勤勞精神ノ昂揚ヲ圖ルモノトス

第四十二 長期ニ互ル勞働力ノ根基ニ培フ爲一般國民ノ體資增強ノ方策ヲ講ズルモノトス

第四十三 勞務動員遂行ニ關聯シ特ニ左ニ掲グル事項ヲ促進スルモノトス

- 一 工場、事業場ノ新設擴張ニ關スル指導監督ニ付テハ勞務ノ事情ヲモ併セ考慮スルコト
- 二 勞務ノ能率の利用及轉換ヲ容易ナラシムル爲下請關係ノ合理化並ニ中小企業ノ整理、合同等ヲ促進スルコト
- 三 生活必需品、勞働用具、勞務者住宅用資材等ノ物資ヲ確保シ之

ガ配給ノ圓滑ヲ圖ルコト

第四十四 本綱領ノ實施ニ伴ヒ要スル經費ニ付テハ極力既成立豫算ヲ以テ支辨スルモ萬已ムヲ得ザル場合ニハ必要ナル豫算的措置ヲ講ズルモノトス

附表 第一

一 内地ニ於ケル一般勞務者新規需要數

區分	需要數							小計	減耗補充所要數	計	農業從事者減少ニ對スル補充所要數
	軍需産業	生産力擴充計産産業	前號ノ附帶産業	輸出及必需品産業	運輸通信業	土木建築業	計				
男	二〇七	一三九	五一	三四	一〇九	一四	五五四	二二八	七八二	一五四	一五四
女	五	七	七	六三	八	一	一三七	一四一	二七八	一六二	一六二
計	二五八	一四六	五八	九七	一一七	一五	六九一	三六九	一〇六〇	三一六	三一六

備考

- 一 附帶産業トハ採鑛選鑛精鍊用機械、原動機、電動機ノ製造業、鑄造業等生産力擴充計畫ノ遂行ニ伴ヒ當然擴張ヲ要スベキ産業ヲ謂フ
- 二 軍直接要員ハ別途トス
- 三 本表ハ事情ノ變化ニ即應シ本綱領第四ニ依リ適宜調整スルモノトス

二 外地滿洲等ノ内地ニ對スル新規需要數

區分	滿洲		計
	一般開拓民	女子	
青少年義勇軍	三〇	一	三〇
商鑛工業勞務者	二五	一〇	三五
樺太鑛業勞務者	一	一	二
南洋群島鑛工業勞務者	一	一	二
計	七〇	二四	九四

備考

一 本表ノ外滿支ニ對スル興亞勤勞奉公隊約一萬人ノ供出ニ關シ
 テハ短期間ノ供出ナルヲ以テ特ニ計上セズ

ニ 本表ハ事情ノ變化ニ即應シ本綱領第四ニ依リ適宜調整スルモ
ノトス

附表 第二

朝鮮ニ於ケル一般勞務者新規需要數

合 計	滿洲開拓民	樺太移住數	内地移住數	減耗補充要員數	需 要 增 加 數					區 分	
					小 計	運輸通信業	輸出及必需産業	附帶産業	生 擴 産 業		軍 需 産 業
三、五五九	二〇〇	八五	八八八	九六七	一、四一九	一四六	一〇	三三四	八四七	九三 百人	男
六九五	一〇〇	一	一	五三五	六〇	七	五	八	二一	一九 百人	女
四、二五四	三〇〇	八五	八八八	一、五〇二	一、四七九	一五三	一五	三三二	八六八	一一一 百人	計

附表 第三

臺灣ニ於ケル一般勞務者新規需要數

合 計	減耗補充要員數	需 要 增 加 數					區 分																	
		小 計	生產力擴充計畫 附帶產業其他	運輸通信業	輸出及必需留產業	生 擴 產 業	軍 需 產 業	男	女															
四一	一七七	二三四	二七	一二	六九	一二四	百人	二〇六	九一	一一五	五五	一	三五	二一	三人	六	二六八	三四九	八二	一三	一〇四	一四五	五人	七一

附表 第四

樺太ニ於ケル一般勞務者新規需要數

區分	需妥增加數	
	男	女
生擴及同附帶産業	一七七	一八
減耗補充要員數	四三	二
計	二二〇	一〇
	百人	百人
		計
		一八五
		四三
		二二〇
		百人

備考

本表ノ外土木建築業、運輸通信業、農林水産業等ノ勞務者需給數約七萬人アルモ季節的ナルヲ以テ特ニ計上セズ

附表 第五

南洋群島ニ於ケル一般勞務者新規需要數

區分	需要增加數	
	男	女
生嶽及同附帶產業	六	一
輸出及必需品產業	四	一
其他	〇	一
小計	三〇	一
減耗補充要員數	三	一
合計	三三	二
	百人	百人
	計	計
	三五六	三五一
	百人	百人

備考

本表ノ外島民及朝鮮勞務者ノ需給數アルモ特ニ之ヲ計上セズ

附表 第六

内地ニ於ケル一般勞務者給源別供給目標數

區分	男	女	計
農業以外ニ對スル供給			
新規小學校卒業者	二五六	一六七	四二三
新規中等學校卒業者	三二	一〇	四二
物資動員關係等離職者	一七四	四四	二一八
農村以外未就業者(手助ヲ含ム)	三五	一二	四七
農村未就業者(手助ヲ含ム)及農業従事者	一二二	八〇	二〇二
勞務節約可能ナル業務ノ従事者	一四五	一九	一六四
女子無業者	一	四〇	四〇
移住朝鮮勞務者	八八	一	八九

計	八五二	三七二	一二二四
農業ニ對スル供給			
新規小學校卒業業者	一五四	一六二	三一六

備考

- 一 女子ノ需要ニ對スル供給超過數七萬人ハ男子勞務ヲ節約セル業務ニ代用セシムルモノトス
- 二 本表ハ事情ノ變化ニ即應シ本綱領第四ニ依リ適宜調整スルモノトス

附表 第七

朝鮮ニ於ケル一般勞務者給源別供給目標數

區分	男	女	計
新規學校卒業者	四二一 百人	一四六 百人	五六七 百人
物資動員關係等離職者	七二	一	七二
農村以外ヨリノ供出可能者	五六六	一	五六六
農村ヨリノ供出可能者	二、五〇〇	一	二、五〇〇
女子無業者	一	五四九	五四九
計	三、五五九	六九五	四、二五四

附表 第八

臺灣ニ於ケル一般勞務者給源別供給目標數

區分	男	女	計
新規小公學校卒業者	一五二百人	八四百人	二三六百人
物資動員關係等退職者	三四	九	四三
農村以外ヨリノ供出可能者	三四	三	三七
農村ヨリノ供出可能者	一一五	一〇三	二一八
勞務節減可能ナル業務ノ從事者	七六	七	八三
計	四一一	二〇六	六一七

附表 第九

樺太ニ於ケル一般勞務者給源別供給目標數

區分	男	女	計
新規學校卒業者	四、三〇〇人	一〇〇人	五、三〇〇人
勞務節減可能ナル業務ノ從事者	一七	一	一七
農村ヨリノ供出可能者	二五	一	二五
内地ヨリノ移住勞務者	五〇	一	五〇
朝鮮ヨリノ移住勞務者	八五	一	八五
計	二、二〇〇	一〇	二、三〇〇

附表 第十

南洋群島ニ於ケル一般勞務者給源別供給目標數

區分	新規小學校卒業者 節減可能ナル業務ノ従事者 内地ヨリノ移住勞務者	
	計	計
男	三三〇	二一〇
女	二一〇	一〇〇
計	三三〇	三一〇

附表 第十一

朝鮮勞務者內地及樺太移住目標數

期 間 別	地域及 事業		計	期 間 別	地域及 事業		計
	石炭山	金屬山			石炭山	同附帶	
第一四半期	21,000	4,500	25,500	27,200	12,000	39,200	
第二四半期	20,450	7,800	28,250	17,800	15,000	32,800	
第三四半期	17,330	6,850	24,180		3,000	27,180	
第四四半期	8,000	4,400	12,400			12,400	
計	66,780	26,550	93,330	45,000	30,000	75,000	

二 昭和十五年工礦關係學校卒業生内外地滿支別配當數

大學專門															學科別	地域別												
機	造	航	電	應	採	冶	火	燃	機	造	航	電	應	採			冶	火	燃									
料	兵	空	氣	化	鑛	藥	料	料	兵	空	氣	化	鑛	藥	料	料	兵	空	氣	化	鑛	藥	料					
九五〇	一〇	五七	一八	六三	四六〇	八五	九三	二四八	二四	二六	四四	六六	一八	二四	二四	九	三	二四八	二四	二六	四四	六六	一八	二四	二四	九	三	內地
一〇〇	三	九	五	九	二	二	一	二八	二	一	一	一	一	一	一	一	一	二八	二	一	一	一	一	一	一	一	一	朝鮮
二	一	一	一	一	一	一	一	五	一	一	一	一	一	一	一	一	一	五	一	一	一	一	一	一	一	一	一	臺灣
一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	樺太
一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	南洋
二四二	五	三	一	一	一	一	一	五九	一	一	一	一	一	一	一	一	一	五九	一	一	一	一	一	一	一	一	一	滿洲及 關東州
七	四	四	三	四	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	支那
一五〇〇	一一	七〇	二二	九三	一六	四	一	三〇	一	一	一	一	一	一	一	一	一	三〇	一	一	一	一	一	一	一	一	一	計

附表 第十三

勞務者住宅建設計畫

區分	工場勞務者	鑛山勞務者	計
世帶向	六五〇〇〇人	四二〇〇〇人	一〇七〇〇〇人
共同宿舍	一二五〇〇〇人	二九〇〇〇人	一五四〇〇〇人
計	一九〇〇〇〇人	七一〇〇〇〇人	二六六〇〇〇〇人

● 企畫院官制 (抄)

昭和十二年十月二十五日
勅令第六百五號

企畫院官制

第一條

企畫院ハ内閣總理大臣ノ管理ニ屬シ左ノ事務ヲ掌ル

一 平戰時ニ於ケル綜合國力ノ擴充運用ニ關シ案ヲ起草シ理由

ヲ具ヘテ内閣總理大臣ニ上申スルコト

二

各省大臣ヨリ閣議ニ提出スル案件ニシテ平戰時ニ於ケル綜

合國力ノ擴充運用ニ關シ重要ナルモノノ大綱ヲ審査シ意見ヲ

具ヘテ内閣總理大臣ヲ經テ内閣ニ上申スルコト

三

平戰時ニ於ケル綜合國力ノ擴充運用ニ關スル重要事項ノ豫

算ノ統制ニ關シ意見ヲ具ヘテ内閣總理大臣ヲ經テ内閣ニ上申

スルコト

四 國家總動員計畫ノ設定及遂行ニ關スル各廳事務ノ調整統一

ヲ圖ルコト

前項ノ事務ヲ行フニ付必要アルトキハ企畫院ハ關係各廳ニ對シ
資料ノ提出又ハ説明ヲ求ムルコトヲ得

(木村納)

昭和十五年度勞務動員計畫に就いて

(昭和一五、七一六企畫院總裁談)

我が國重大使命たる東亞新秩序建設の爲、各種産業に要する勞務の重要性は愈々増大するに拘らず、現下勞務の實情は其の數に於て需給逼迫してゐるのみならず、其の質に於ても低下の傾向加はりつつあるので、昭和十五年度勞務動員計畫に於ては極力勞務の配置の適正化に努め、必要産業に對する勞務を充足すると共に、能率増進に關し各種の方策を講じ、以つて軍需の充足、生産力擴充計畫の遂行、輸出の振興及國民必需の確保等綜合的國力の充實發揮に遺憾なきを期したのである。

(一) 一般勞務者

先づ一般勞務者の需給計畫は本年度は内地の外特に外地に就いても之を設定したのである。之を内地に就いて見れば、農業以外としては軍需産業、生産力擴充計畫産業及其の附帶産業、輸出及必

(少表)

需品産業、運輸通信業並に土木建築業に於ける需要増加數と減耗
補充に要する員數とに、内地より滿洲に送出する開拓民の員數等
を加へ、男女計約百十五萬人と概定したのであつて、昨年度に比
し多少の増加を見たのである。

右の新規需要數に對しては新規小學校及中學校卒業生、未就業者、
女子無業者並に物資動員の強化、奢侈品の製造禁止等に因り増加
を豫想せられる離職者から極力之を充足することに努め、殘餘の
不足分は從業者を節減し得る業務に青少年を雇入れることを制限す
ることに依つて出て來る員數、農村から出し得る勞務者、朝鮮か
ら來る勞務者を以つて之を充足する方針を執つたのである。然し
ながら勞務の需給は益々其の逼迫の度を加へつつあるので物資動
員其の他の總動員計畫と同様本計畫に於ても、勞務者の充足に當
り一層重點主義を強化することとすると共に、勞務者の移動に因
つて勞務の需給調整上に少くない支障を與へつつある實情に鑑み、

之が防止の徹底を期する。こここしたのである。

尙本年度に於ては主要農林水産物の生産の確保に付特に考慮を拂ひ、農業勞務者の減少に對する補充の爲新規小學校卒業者中より所要の員數を確保する。こここした外、農村より農村以外に勞務を供出するに當りても地方的偏倚を避け全國的に之を計畫化する。共に、特に農繁期に就いては農村内に於ける勞務使用の合理化に努め又工場勞務者の一時歸農等の方策をも講ずることこした。

ロ 技術者及熟練勞務者

次に工礦關係技術者及熟練勞務者に關しては、日滿支を通し其の不足の程度特に著しい現状にある。之が對策として技術者等の養成の爲夙に學校其の他の設置等の措置を講じた次第であるが、事柄の性質上其の効果を擧げる迄には數年を要するのであるから、差當りの處置としては、技術者等の短期養成に努める。共に、現在在の技術者等の能力が十二分に活用される様凡有る方途を講ぜね

三

ばならない。尙技術水準の向上を圖ることも刻下の急務であつて、
之が爲には従業者各層に對する技術教育の振作徹底に付特に措置
することにしたのである。

三 労働力の増強

次に刻下の急務たる生産力の飛躍的擴充の爲には、單に勞務者の
數量的調整のみでなく、労働力の生産性の増進、特に勞務者の資
質の向上を期することが緊要なる要件である。依つて之が對策と
して勞務者の戰時生活の指導施設、體資増強の爲の施設、災害防
止其の他の労働保護施設の整備等各種の方策を綜合して労働力の
保全増強、能率の増進に萬全を期することとした。

四 産業報國運動

尙以上の諸方策の實效を擧げる爲には、産業報國運動の擴充強化
と勞務管理の刷新とが其の樞軸ともなるので、産業報國運動の中
央及地方機構の確立を急ぐこととしたのである。

之を要するに勞務動員計畫の完遂は專業主竝に勞務者のみならず、一般國民の勤勞精神の昂揚に俟つ所大であるので、本計畫に對する國民全體の理解と協力を切望する次第である。

五

極秘

閣甲第二二六號

理大臣

內閣書記官長

起案

昭和十五年七月十七日

閣議決定

昭和十五年七月十八日施行

昭和十五年七月十八日

內閣書記官



外務大臣

陸軍大臣

海軍大臣

文部大臣

遞信大臣

厚生大臣

內務大臣

農林大臣

鐵道大臣

拓務大臣

大藏大臣

司法大臣

商工大臣

別紙企畫院總裁上申
昭和十五年年度交通動員實施計

畫綱領ニ關スル件
右閣議ニ供ス

通牒案

昭和十五年七月十八日

内閣書記官長

企畫院總裁宛

依命通牒

昭和十五年七月十七日企畫院上申第一四四
號ヲ以テ上申ニ係ル昭和十五年度交通

動員實施計畫綱領ニ關スル件上申
ノ通閣議決定相成候

内閣

主任官 第六部 久保書記官

企畫院上申第一四四號

昭和十五年七月十七日

企畫院總裁 竹内可吉



內閣總理大臣 米內光政 殿

昭和十五年度交通動員實施計畫綱領ニ關スル件

昭和十五年度交通動員計畫ニ關シ別紙「昭和十五年度交通動員實施計畫綱領」ノ通閣議決定相成様致度此段及上申候

閣甲二二六

內閣

機密取扱

1

昭和十五年交通動員實施計畫綱領

企計 G 交 〇〇〇 六 號

昭和十五年七月十七日

企 畫 院

目次

第一章 總則

第二章 鐵道及陸上運送

第三章 船舶及港灣

第四章 航空、通信及氣象

第五章 施設ニ關スル事項

第一章 總則

第一 本綱領ハ昭和十五年度以降國家總動員計畫設定方針（昭和十四年六月十六日閣議決定）ニ基キ昭和十五年度ニ於ケル交通總動員實施ノ基準トナルベキ事項ヲ定ムルモノトス

第二 本綱領ノ目的ハ他ノ總動員實施計畫ト相俟ツテ軍需ノ充足、生産力ノ擴充、貿易ノ振興、國民生活必需ノ確保ニ努ムルト共ニ日滿支間ニ於ケル運輸通信ノ緊密ナル連絡調整ヲ圖ルニ在ルモノトス

第三 昭和十五年度ニ於ケル鐵道輸送量及船腹ノ需給計畫ハ別紙ノ如シ

第四 交通動員實施ニ關聯シ考慮スベキ一般的事項左ノ如シ

- 一 内外地位ニ日滿支ノ交通ヲ有機的ニ綜合調整スル爲必要ナル機關ヲ整備スルコト

二 輸送ノ適正圓滑ヲ圖ル爲計畫的出貨ヲ行フニ必要ナル統制機構ノ整備ニ努ムルコト

三 自動車行政及港灣行政ノ統合ニ努ムルコト

第五 交通要員ノ充實ヲ期スル爲之ガ確保及養成ニ關シ適切ナル措置ヲ講ズルモノトス

第六 滿洲及支那ニ關シテハ關係諸機關ニ於テ本網領ニ準ジ適宜措置スルモノトス

第七 各廳ハ本網領ニ基キ具體的計畫ヲ設定シ企畫院トノ緊密ナル連絡ノ下ニ之ヲ實施スルモノトス、尙各廳關聯事項ニ付テハ交通動員委員會ニ於テ之ガ調整ヲ圖ルモノトス

第二章 鐵道及陸上運送

第八 旅客輸送ノ現状ニ鑑ミ旅客輸送ヲ調整スル爲左ノ措置ヲ講ズ

ルモノトス

一 遊覽旅行ノ抑制、團體旅行ノ統制及各種大會又ハ總會ノ開催
並ニ參加人員ノ制限等ノ措置ヲ講ズルコト

二 大都市並ニ各地工場地帯等ニ於ケル通勤時ノ福縣緩和ニ關シ
休日制度、出勤退出時ノ變更等ノ方策ヲ講ズルコト

三 大陸來往旅客ノ統制ヲ爲スコト

第九 物資輸送ノ圓滑適正ヲ期スル爲、大量貨物ノ計畫輸送ノ強化、
輸送ノ交錯重複及不自然ナル遠距離行輸送ノ抑制並ニ貨物引取ノ
促進等ノ措置ヲ講ズルト共ニ小運送能力ノ補充特ニ小運送勞務者
ノ充實ヲ圖ルモノトス

第十 貨物自動車業、乗合自動車業並ニタクシー業ニ付企業ノ合同
又ハ組合ノ結成等ヲ促進シ自動車運送ノ改善合理化ノ徹底ヲ期ス
ルト共ニ運賃料金ニ付之ガ適正化ヲ圖ルモノトス

第十一 「ガソリン」消費規正ノ強化ニ鑑ミ代用燃料對策其ノ他適切ナル方策ヲ講ジ自動車保有量ノ確保ニ努ムルモノトス
尙遊覽自動車ノ抑壓並ニ自家用乗用自動車及貸切旅客自動車ノ使用制限ヲ爲シ併セテ之ガ適切ナル對策ヲ講ズルモノトス
第十二 自動車以外ノ陸上運送ニ付輸送力ノ充實並ニ運賃ノ適正ヲ圖ルヤウ之ガ監督指導ノ萬全ヲ期スルモノトス

第三章 船舶及港灣

第十三 船舶ノ計畫的運航及運航能率増進ヲ圖ル爲、強力ナル方策ヲ實施スルモノトス

第十四 重要物資ニ對スル船腹ノ期別配當計畫ヲ樹立シ輸送ノ規正ヲ行フコトトシ之ガ實施ノ確保ヲ圖ル爲海運業者ニ對スル輸送數量ノ強制割當又ハ配船命令ノ活用等ノ措置ヲ講ズルモノトス

第十五 船腹ノ積極的増加ヲ圖ル爲外國船ノ購入及備入並ニ國內造船ノ促進ニ必要ナル資材ノ輸入ヲ行フコトトシ、之ガ爲替許可等ニ關シテハ關係廳ノ連絡協議ニ依リ迅速機宜ノ處理ヲ爲スモノトス

第十六 造船工事ニ關シテハ特ニ貨物船ノ建造ヲ優先スルト共ニ標準船型ニ依ル船舶ノ計畫的建造ヲ行フモノトス

第十七 機附帆船、帆船、被曳船ノ運航能率ヲ最高度ニ増進スル爲、

燃料油其ノ他運航用物資ノ供給確保ニ努ムルモノトス

第十八 海上運賃ノ公定ニ努ムルコトトシ必要ニ應ジ運賃平衡資金ノ設定等ノ方法ヲ講ズルト共ニ第三國輸入貨物ノ運賃ニ對シテモ必要ナルモノニ付其ノ公定ニ努ムルモノトス

第十九 内外地船舶運賃ノ一元的統制ヲ行フコトトシ、之ガ爲必要ナル機構ヲ整備スルモノトス

第二十 船員ニ關シテハ其ノ確保及養成ニ遺憾ナキヲ期スルノ外、勞務統制ノ強化ヲ圖ルモノトス

第二十一 主要港灣ニ於ケル荷役業務ニ付強力ナル統制運賃機構ヲ確立シ業務運賃ノ合理化、荷役料金ノ適正化ヲ圖ルト共ニ解、荷役勞務者ノ充實ヲ期スルモノトス

第二十二 港灣諸事業ノ綜合的統制運賃ノ實現ニ努ムルモノトス

第四章 航空、通信及氣象

第二十三 日滿支間航空輸送連絡ノ充實ヲ圖ル爲、日滿支航空檢ノ效果的運用ヲ圖ルモノトス

第二十四 物資需給及通信輻輳ノ現状ニ鑑ミ通信施設ノ建設及運用ニ當リ適切ナル技術的方策ヲ講ズルモノトス

第二十五 通信網ノ有機的形成並ニ其ノ綜合的活用ヲ圖ルト共ニ施設ノ經濟化ヲ期スル爲各種通信施設ノ統合調整ニ努ムルモノトス

第二十六 電話需給ノ調整ヲ圖ル爲電話ノ統制ヲ強化スルモノトス

第二十七 氣象管制ニ關シ日滿支ヲ通ジ之ヲ圓滑ニ實施スル爲、適切ナル措置ヲ講ズルモノトス

第五章 施設ニ關スル事項

第二十八 交通ニ關スル諸施設ガ交通需要ノ増加ニ伴ハザル現状ニ

鑑ミ、之ニ關スル生産力擴充計畫ノ遂行ニ萬全ヲ期スルト共ニ物資動員計畫ノ實施ニ當リテハ運輸通信施設ノ整備並ニ運用ニ必要ナル資材ノ供給確保ニ努ムルモノトス

第二十九、運輸通信施設ノ整備方針左ノ如シ

一 鐵道ノ建設改良ニ關シテハ特ニ主要線ノ增強、荷役施設ノ整備及所要輪轉材料ノ充實ニ重點ヲ置キ新線ノ建設ハ軍事上又ハ生産力擴充上眞ニ已ムヲ得サルモノニ止ムルコト

二 道路ノ改良ニ關シテハ軍事上又ハ生産力擴充上眞ニ必要ナル幹線道路ノ改良ニ重點ヲ置クト共ニ、陸運能力ヲ昂揚スル爲、既改良幹線道路ノ舗裝ニ努ムルコト

三 港灣ノ改良ニ關シテハ軍事上、生産力擴充上、貿易振興上又ハ對滿支連絡上眞ニ必要ナル港灣ノ改良ニ重點ヲ置クト共ニ港灣附帶設備ノ整備ヲ圖ルコト

四 通信施設ノ整備ニ關シテハ左ノ事項ニ重點ヲ置クコト

イ、京亞電氣通信網ノ整備ヲ圖ル爲必要ナル内外地間及日滿支間ノ主要連絡通信施設ヲ整備スルコト

ロ、主要地間ノ連絡通信施設ヲ整備スルコト

ハ、京濱、阪神、北九州等ニ於ケル大都市内並ニ大都市ト其ノ近郊重要産業地間ノ通信施設ヲ整備スルコト

ニ、重要ナル國際通信施設ノ整備擴充ヲ圖ルコト

ホ、加入電話ノ増設ハ時局上眞ニ緊要ナルモノニ限ルコト

ヘ、有無線放送施設ノ充實殊ニ海外放送施設ノ擴充ヲ圖ルト共ニ標準型受信機ノ一般化ニ努ムルコト

五 氣象機關整備擴充計畫ニ關シテハ航空氣象機關ノ整備計畫ト

共ニ之ヲ綜合的ニ再檢討スルモノトス、尙氣象要具ノ整備ヲ圖ル爲之ガ製作機關ノ設置ニ努ムルモノトス

別紙

昭和十五年度鐵道輸送需給計畫

旅客

地域	輸送量(百万人)	輸送力(百万人)	過不足(百万人)	同比率(%)
内地	四九九七一	四三、三八四	六、五八七	一三。二
朝鮮	六〇二六	四四〇三	一、六二三	二六。九
臺灣	一、〇三二	九二六	一〇六	一一。〇
樺太	六九	六四	五	七。一

地域	輸送量(百万噸)	輸送力(百万噸)	過不足(百万噸)	同比率(%)
内地	二九九八八	二七、九九四	一、九九四	六。六
朝鮮	五二六八	五〇七二	一九六	三。七
臺灣	一、〇三六	九六二	七四	八。〇
樺太	九七	九二	五	五。〇

右輸送力ノ不足ニ對シテハ輸送ノ適切ナル規正ニヨリ對處スルモノトス。

備考

1 對十四年度增加割合(%)

	旅 客	貨 物
内地	一九・九	一八・六
朝鮮	四四・四	二五・二
臺灣	一一・八	一一・五
樺太	一五・二	一六・二

2 輸送量ハ旅客ニ在リテハ從來ノ實績等ヲ參酌シテ豫想シ貨物ニ在リテハ計畫產業關係物資ニ關シテハ本年度計畫數量ヲ考慮シ猶其ノ他貨物ニ就キテハ從來ノ實績ニ依ル增加比率等ヲ參酌シ豫想セリ。

3 輸送力ハ最近ニ於ケル實績及本年度車輛增加豫定數ヲ基礎トシテ算定セリ。

4 前出ノ數量ハ内地固有鐵道ニ付據上ス、尙朝鮮ニ關シテハ十五年度北鮮線移管ニ伴フ増加ヲ含ム。

外國船運賃積	外國船購入	外國船購入	機帆船等ノ運進	差引不足
六二五三七〇	七〇〇〇〇〇	一〇〇〇〇〇〇	五〇〇〇〇〇	二七四八二七

年度内一〇萬總噸ノ購入ヲ爲スモノトシ
之ガ使用率ヲ七〇%トス

右不足船腹ニ對シテハ船腹ノ期別配當計畫ヲ樹立シ輸送ノ適切ナル規
正ニ依リ對處スルモノトス
備考

前掲不足船腹ハ年間平均ニシテ海上荷動ニ於ケル季節的高低ニ
依リ不足船腹ニモ亦相當著シキ季節的高低ヲ生ズルモノトス

定期船配船線定

方面別

內地沿岸方面	內地/朝鮮方面	內地/臺灣方面	內地/樺太方面	內地/裏南洋方面	外地相互間	內外地/滿洲方面	內地/支那方面	朝鮮/支那方面	臺灣/支那方面
--------	---------	---------	---------	----------	-------	----------	---------	---------	---------

隻數

三一	四一	二八	三〇	一一	八	四一	四四	七	八
----	----	----	----	----	---	----	----	---	---

總噸數

四八六七八	九六一一二	一五八六七三	七三六九七	四八七六四	一九九五六	一七六七〇九	一六〇二五二	一五三九八	二二〇五二
-------	-------	--------	-------	-------	-------	--------	--------	-------	-------

計	歐洲方面	北米大西洋岸方面	北米太平洋岸方面	南米方面	濠洲南洋方面	阿弗利加方面	印度方面	支那沿岸方面	滿洲支那方面
---	------	----------	----------	------	--------	--------	------	--------	--------

五〇三	二二二	三八八	二〇〇	二二八	三三三	一三三	四三三	四二二	一五五
-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----

二、三七一、七三八	一八五、一一〇	二九三、九二二	一八七、七五五	二〇五、二五九	一八一、二七四	九七、七七九	二七六、一二一	八四八、三五	三九三、九二
-----------	---------	---------	---------	---------	---------	--------	---------	--------	--------

不定期船所要船腹量

品名	積取噸數	年間平均所要船腹 (重量噸)	備考
石炭	三五五八七千噸	一、八八四、九三二噸	
鐵鑛石	六八〇六	五九九〇二五	
燐鑛石	(九五九) (二二五)	一四、五、四、九、七 (五、三、六、〇、五)	
銅鑛其他非鐵金 屬鑛	六〇二	五〇、七、六、四	
鐵材	(三〇一八) (外二四〇)	一七、〇、六、〇、〇 (九、〇、〇、〇、〇)	
屑鐵	(二一一七)	四、五、〇、〇、〇 (四、五、〇、〇、〇)	
砂糖	三四〇	三八六〇〇	

油	計	雜品	麥大豆 其他穀	米	木材	鹽	セメント
	(五九二〇四七)	五〇〇〇	六七二	五〇〇	一、六九九	(二〇一七 五二二)	八〇〇千噸
	(一六〇三二一五)	四三〇〇	一一〇〇六六	七七、四四〇	二四五、四九二	(二七〇、三六〇 一、八〇〇)	二二、八六五噸

所要船腹量中ニハ軍使用ノ分ヲ含ミ
輸送計畫數量ト一致セザルヲ以テ其
ノ數量ヲ掲記セズ

北洋漁業用

計

七五〇〇〇噸

四九八七九二〇六
(九二九六二〇六)

總噸數

三三六五九二〇〇
(六二五三七〇〇)

北洋漁業用船舶ハ夏場ノミノ需要
シテルガ上記ノ量ハ之ヲ年間平均ト
シテ考慮セルモノトス

備考

括弧内數量ハ外國船運賃積期待船腹量トス

極秘

昭和十五年度交通動員實施計畫綱領參考資料

鐵道、港灣、船舶、航空及通信ノ狀況

企 畫 院	昭和十五年七月十三日	企 計 交 〇 〇 〇 七 號
-------------	------------	--------------------------------------

目次

- 一 鐵道 (附表一)
- 二 港灣 (附表二、三、四)
- 三 船舶 (附表五、六)
- 四 航空 (附表七)
- 五 通信 (附表八、九)

参考

鐵道輸送量年度別実績

旅客

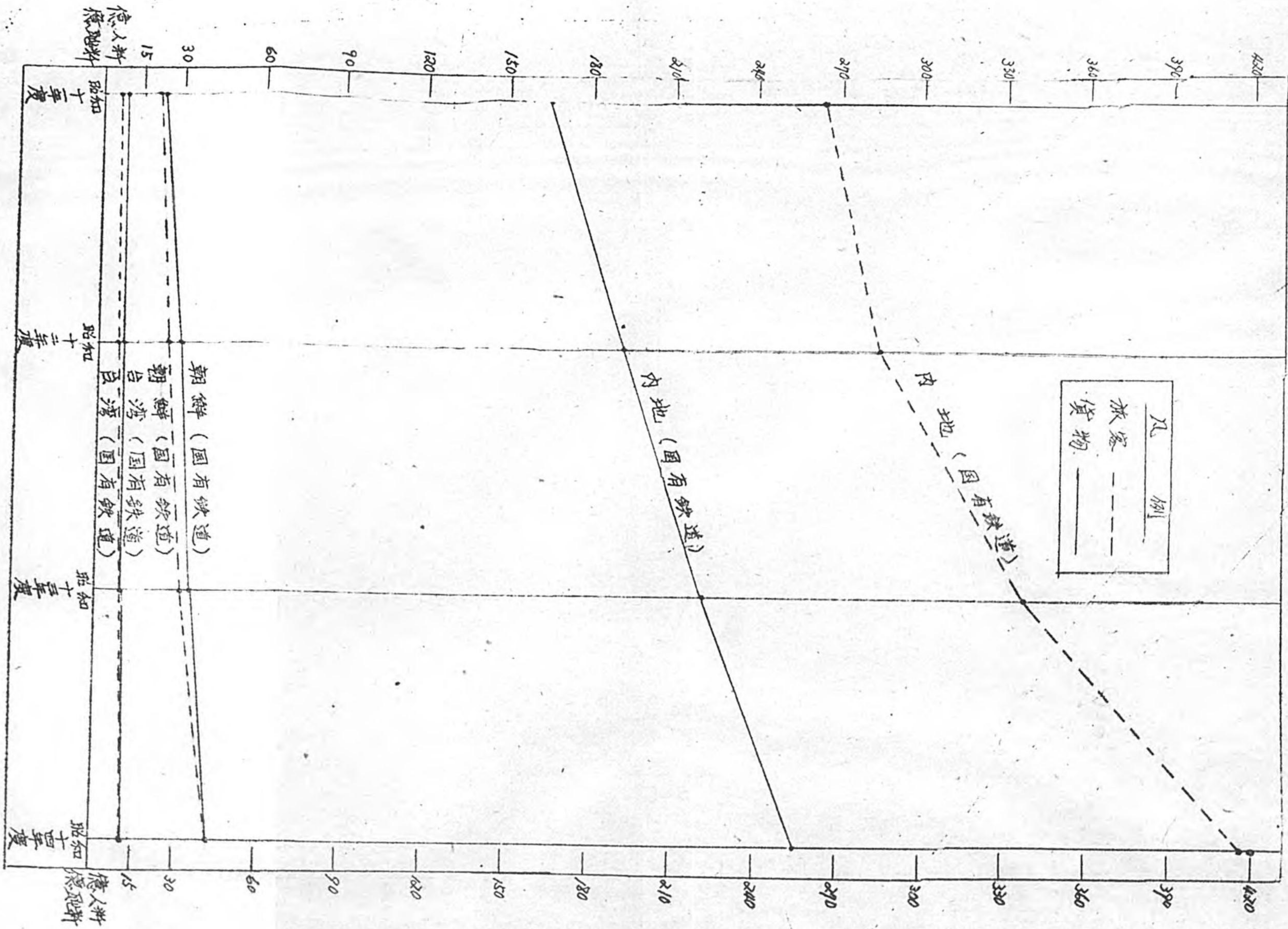
十四年度	十三年度	十二年度	昭和十一年度	年度別	
				種別	別
四、六七一	三、三三三	二、九五二	二、六二六	内	人 (百万人)
二、三八	五、八	一、〇八	八、五%	地	対前年度 増加率
一、五九	一、二八	一、二一	一、〇〇	地	指数
四、一七四	三、〇四七	二、四六九	二、〇二四	朝	人 (百万人)
三、七	二、三四	二、二	四、八%	朝	対前年度 増加率
二、〇六	一、五一	一、三二	一、〇〇	朝	指数
九、四	八、七	七、七	六、四八	台	人 (百万人)
一、二七	一、五三	一、〇六	二、二七%	台	対前年度 増加率
一、四三	一、二八	一、一一	一、〇〇	台	指数
六、二	五、四	四、七	四、九	樺	人 (百万人)
一、四八	一、四九	一、四一	五、二%	樺	対前年度 増加率
一、二七	一、一〇	九、六	一、〇〇	樺	指数

貨物

十四年度	十三年度	十二年度	昭和十一年度	年度別	
				種別	別
二五二八九	二一九〇七	一八九九七	一八二九七	内地	肥料 (専任肥料)
一五四	一五八	一六一	二七%	内地	増加率
一五五	一三四	一二六	一〇〇		指数
四二〇六	三三五六	二九三二	二二二五	湖	肥料 (専任肥料)
二五三	一四五	三三八	一四五%	湖	増加率
一八九	一五一	一三二	一〇〇		指数
九三九	八四七	七五一	七二二	台	肥料 (専任肥料) 増加率
九七	一六八	四	一三九%	台	増加率
一三九	一一七	一〇四	一〇〇	房	指数
八三	七一	六一	五二	輝	肥料 (専任肥料) 増加率
一六九	一六四	一七三	一三四%	輝	増加率
一六〇	一三七	一一七	一〇〇	太	指数

鐵道輸送量年度別実績

附圖



附表第一

港 灣

一、 輸移出入貨物取扱數量累年比較（附表第二及第三參照）

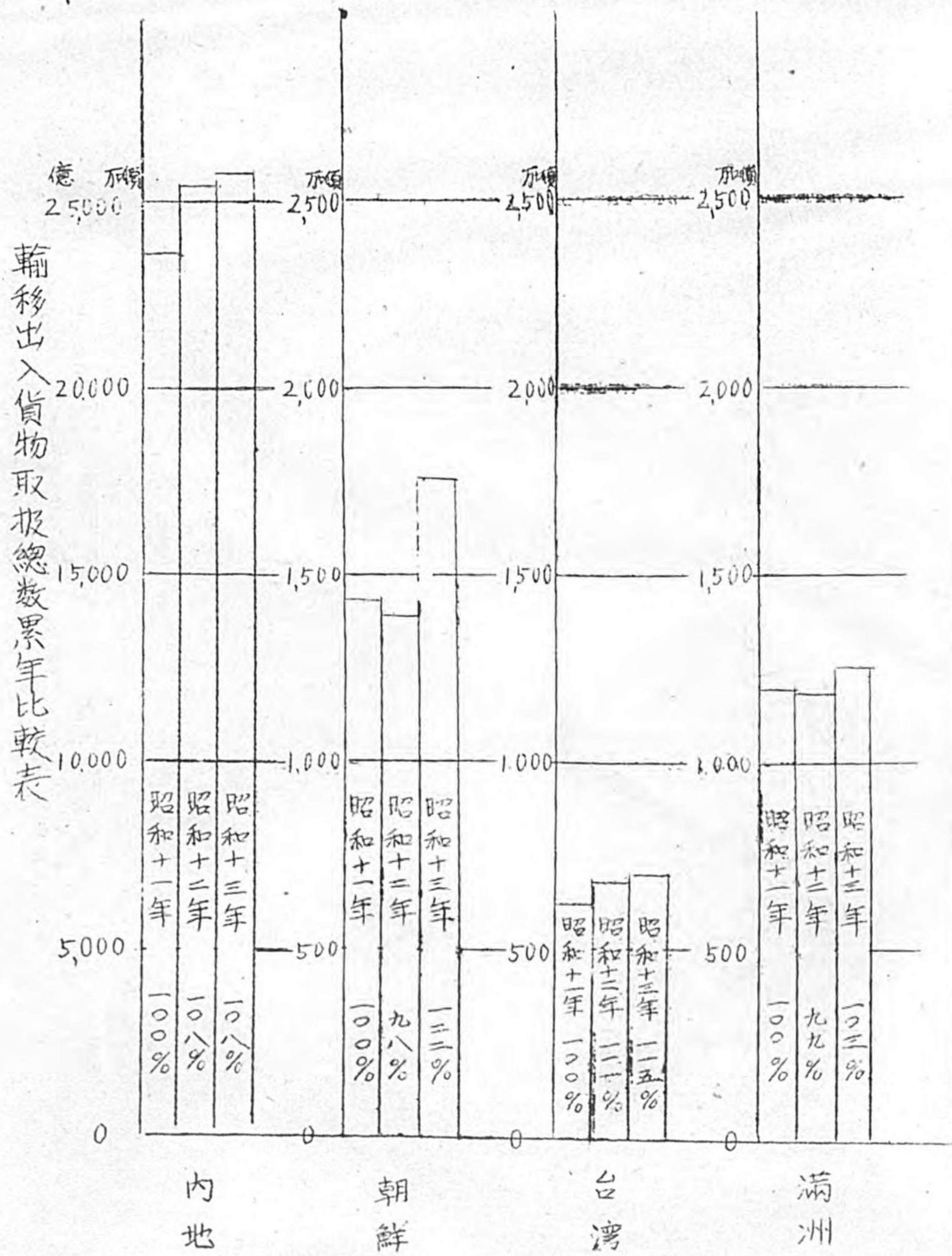
内地ニ於ケル港灣ノ輸移出入貨物取扱數量ヲ觀ルニ大體ニ於テ、累年増加ノ傾向ニアリ

尙右以外ニ特殊輸送ニ供セラレタルモノアルヲ以テ若シ之ヲ計算ニ入レル時ハ其量ハ更ニ一層増加シタル見込ナリ

一、 荷役能力對輸移出入貨物取扱數量比較（附表第四參照）

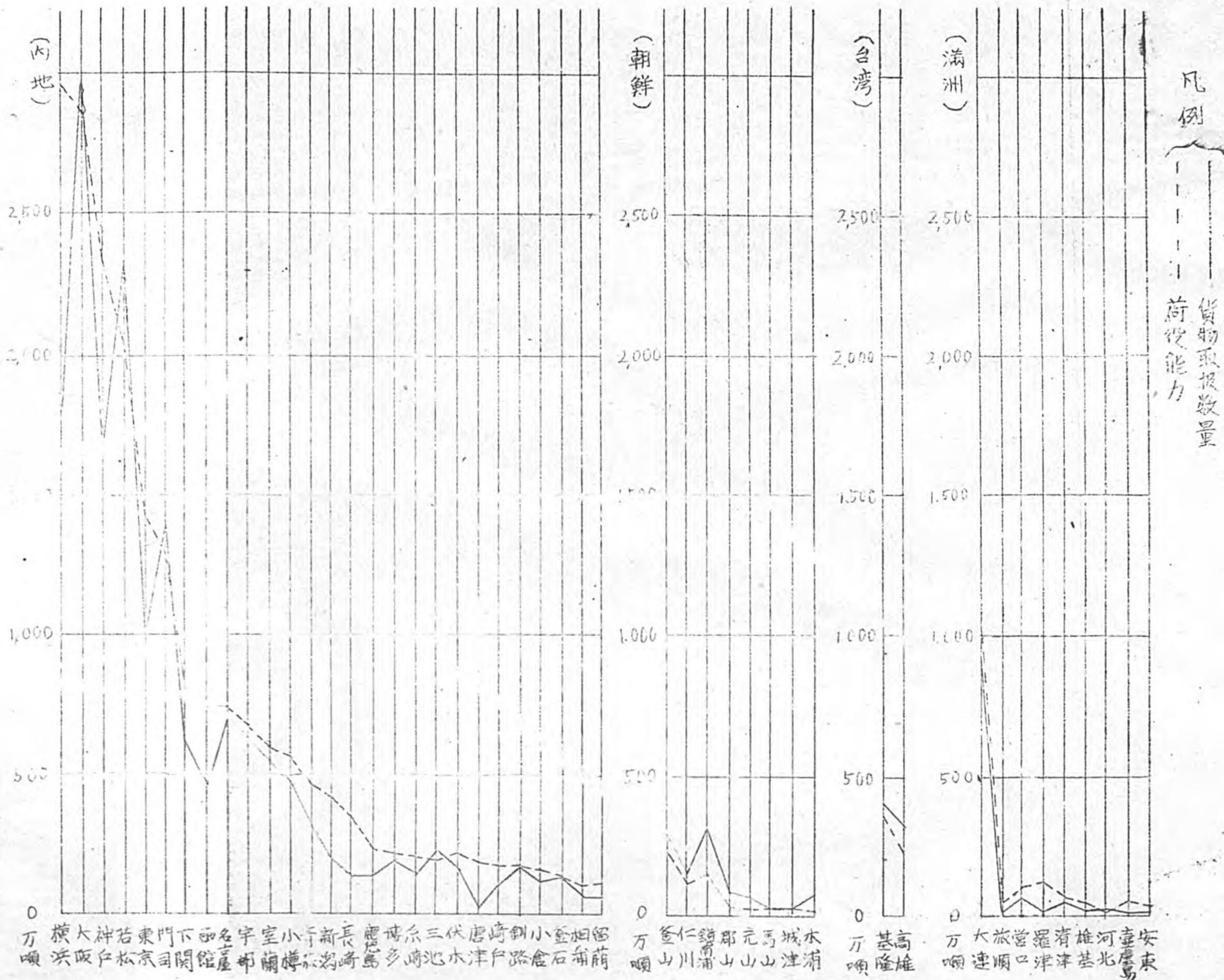
内地ニ於ケル主要港灣ノ荷役狀況ヲ觀ルニ一見荷役能力ニ比較的餘裕アルガ如キモ荷役能力ニハ當該港灣ニ於ケル公共用及專用ニ供セラレル施設ノ全能力ヲ包含シ、貨物取扱數量ニハ特殊輸送ニ供セラレタルモノヲ含マザルヲ以テ後者前者ヲ超エルモノハ勿論兩者比較的接近スル港灣ニ於テモ尙其ノ幅著シキモノアルベシ

附表第二

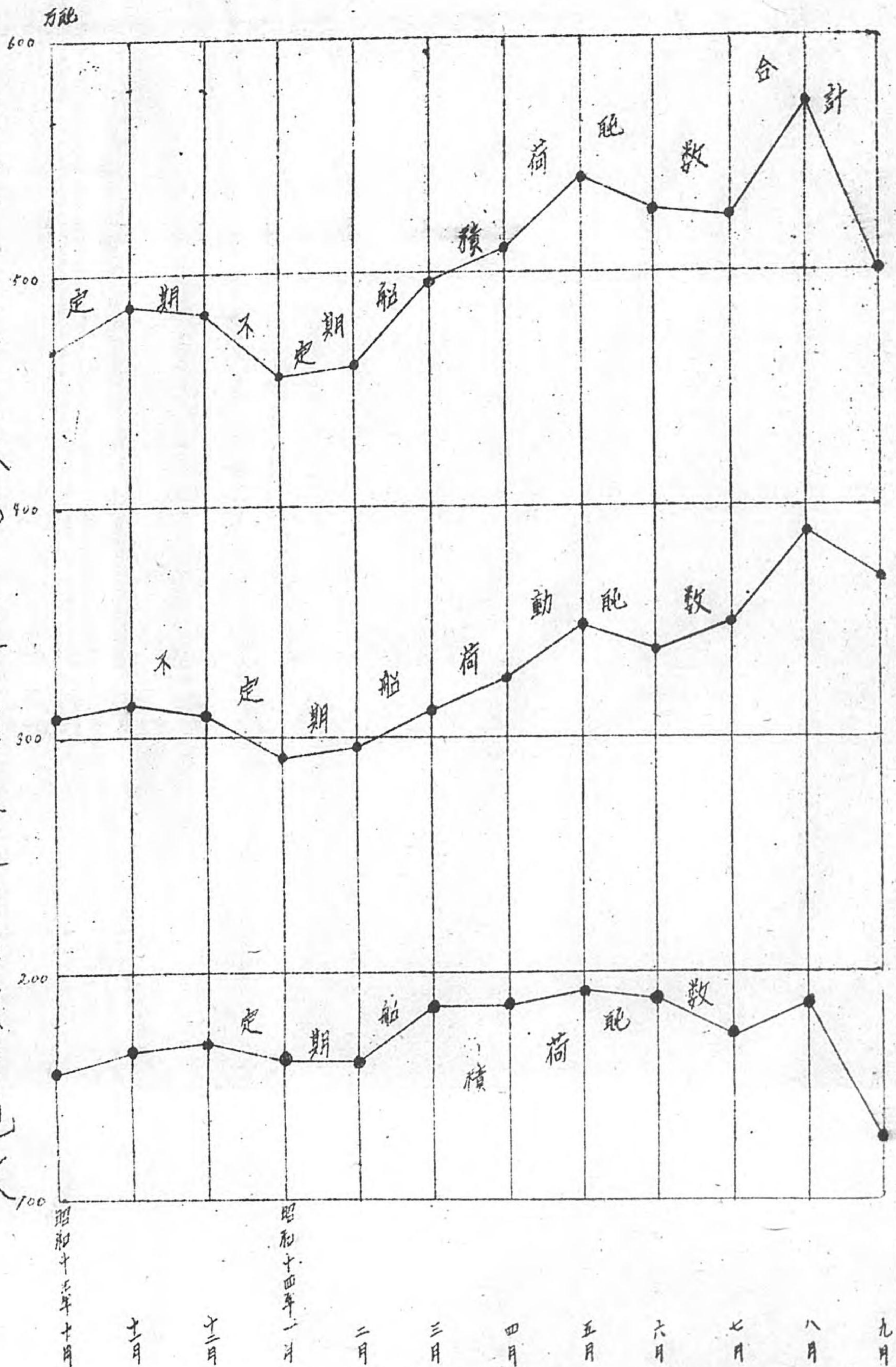


附表第四

昭和十三年 港別荷役能力對輸入貨物取扱數量比較表

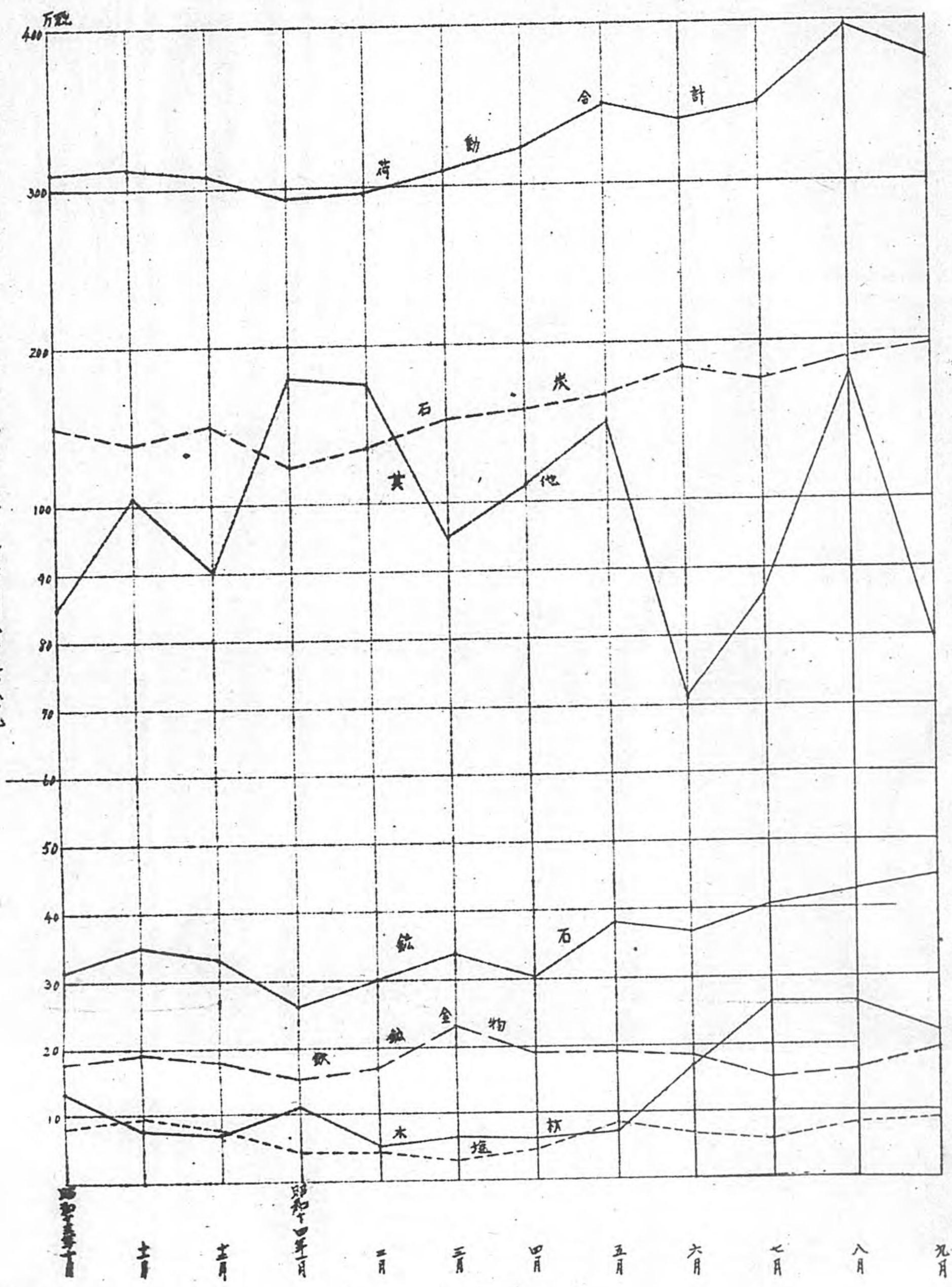


最近一十年二於ケル内地不定期船及定期船積荷吨数



~~昭和十七年十月~~

最近一ヶ年ニ於ケル此不定期ニ依ル物資別輸送状況



定表第六

IMT. 656. . . 157

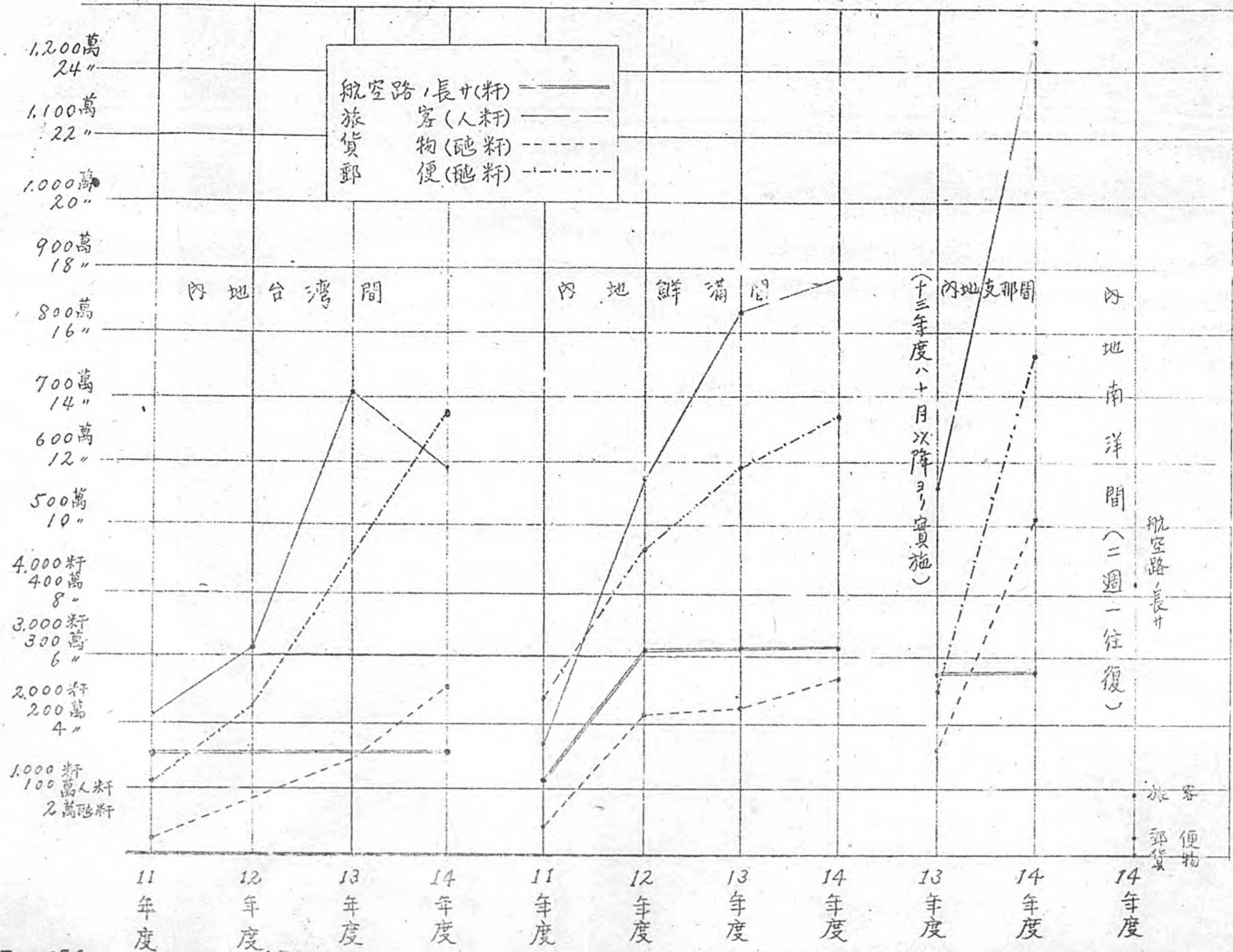
附表第七

年一十第以四四第

定表第六

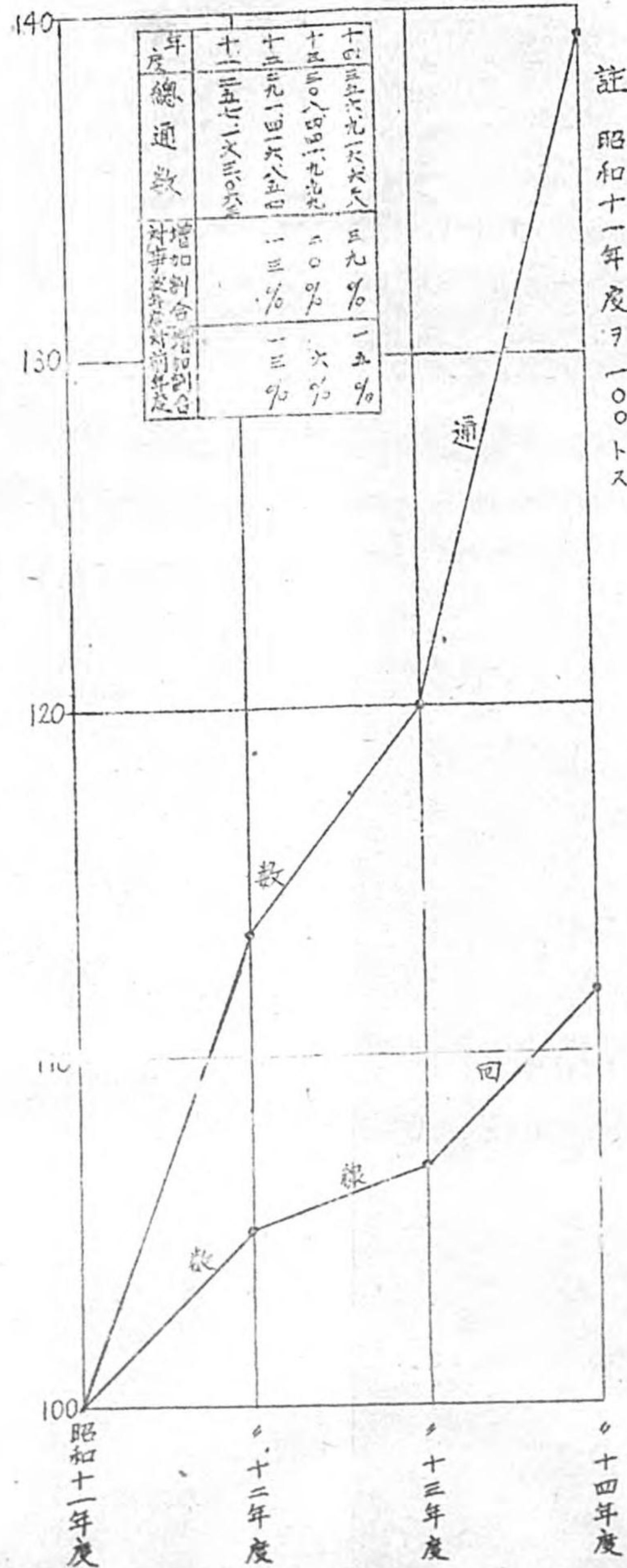
附表第七

航空輸送量調

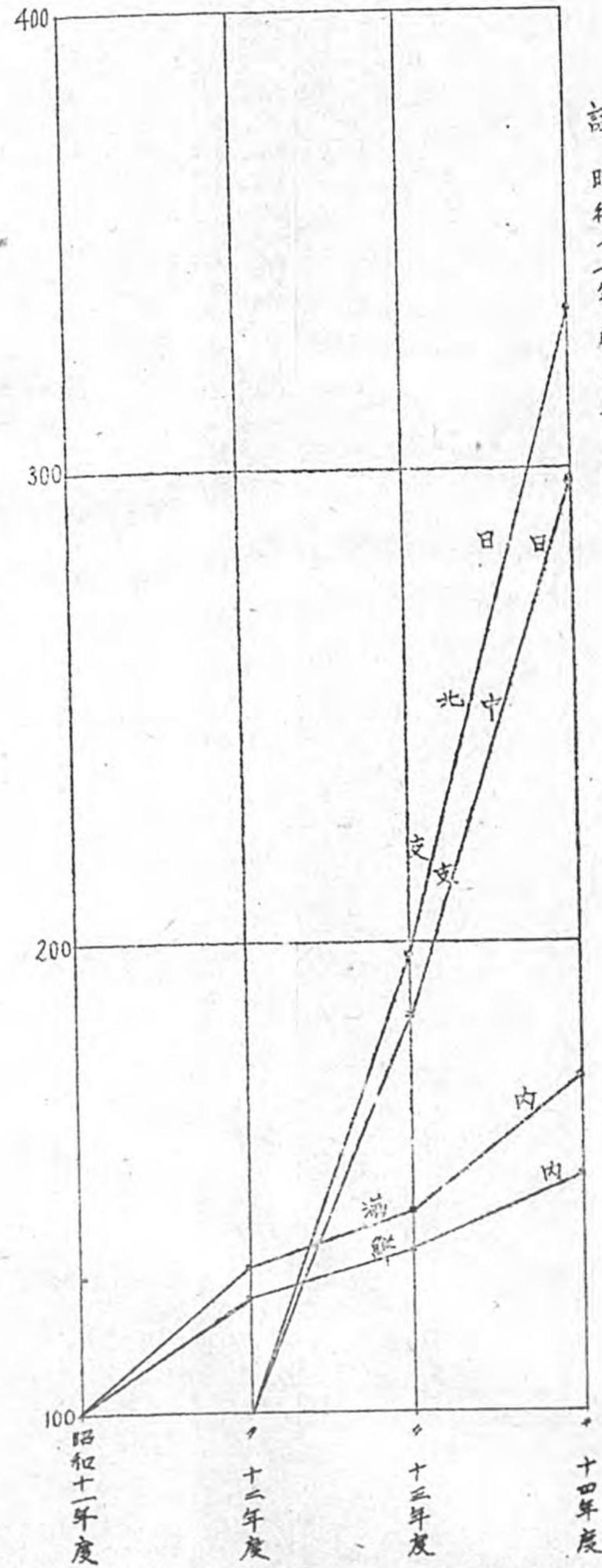


附表第八
電報輻射狀況

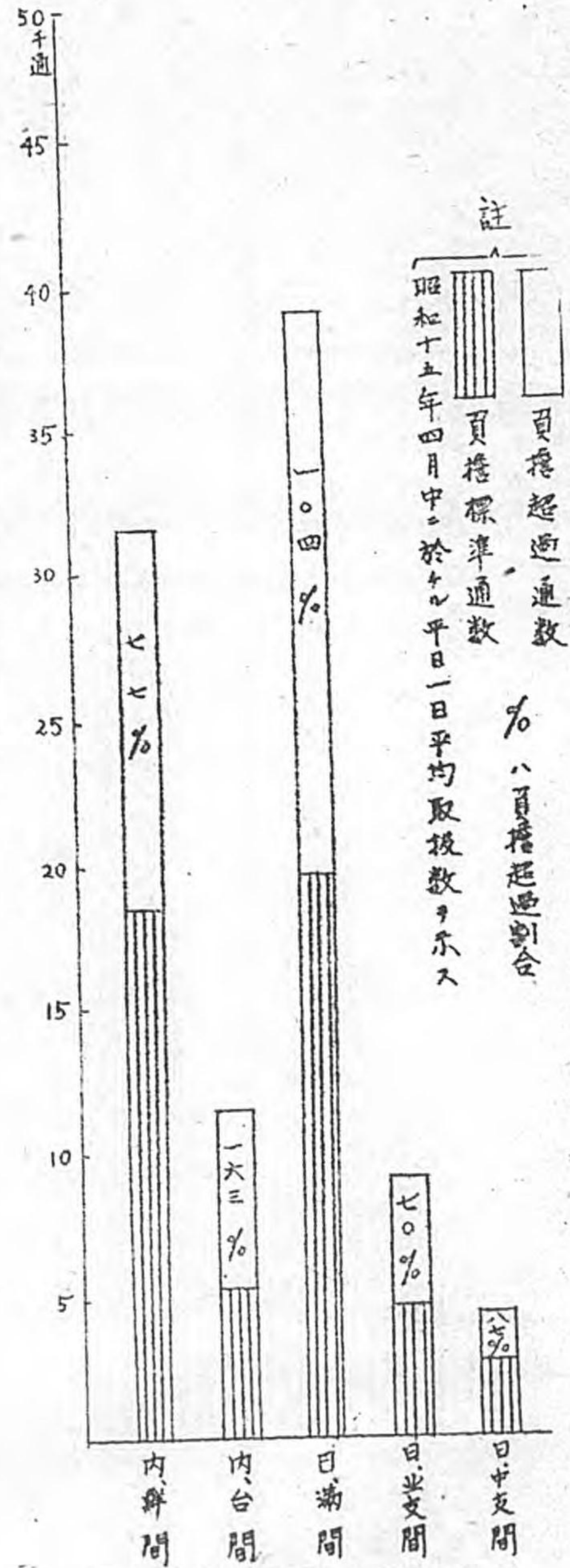
内地取扱通数及回線ノ増加狀況



内鮮、内滿及日支間電報ノ増加狀況

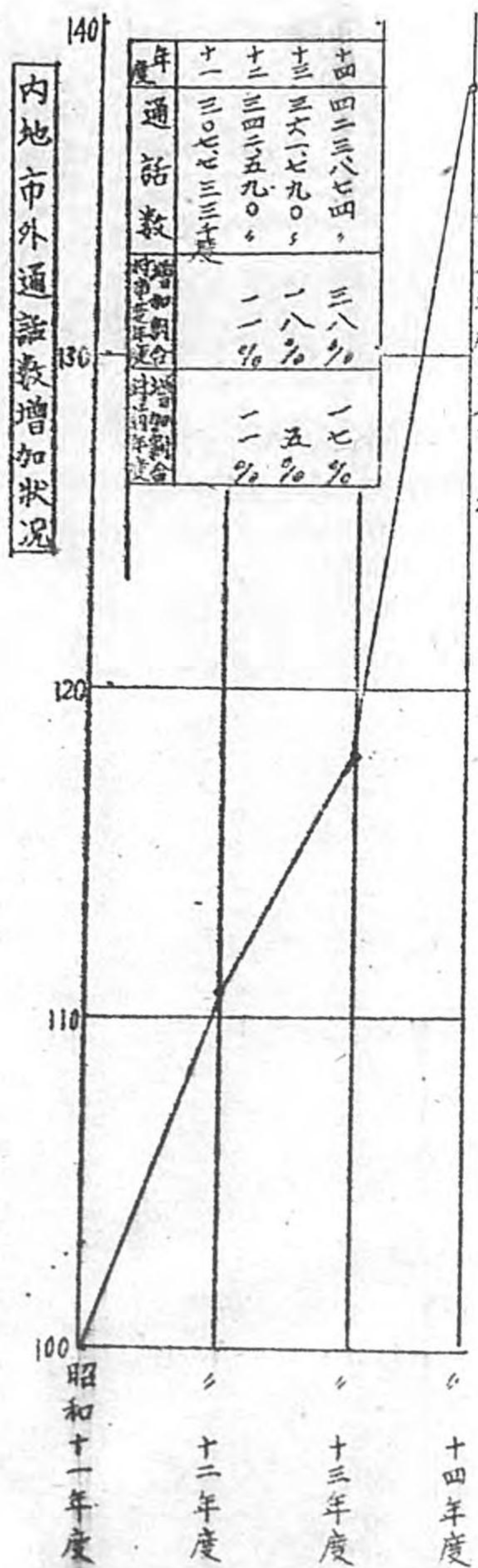


内外地及日滿支間電信回線負捲狀況

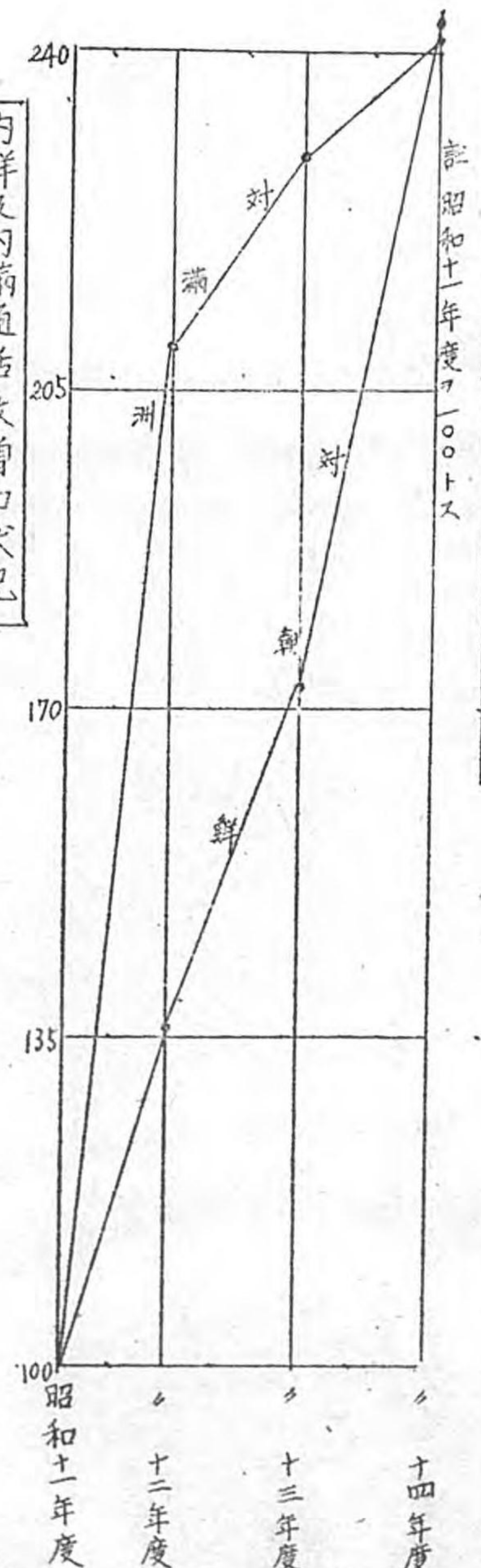


電話輻接狀況

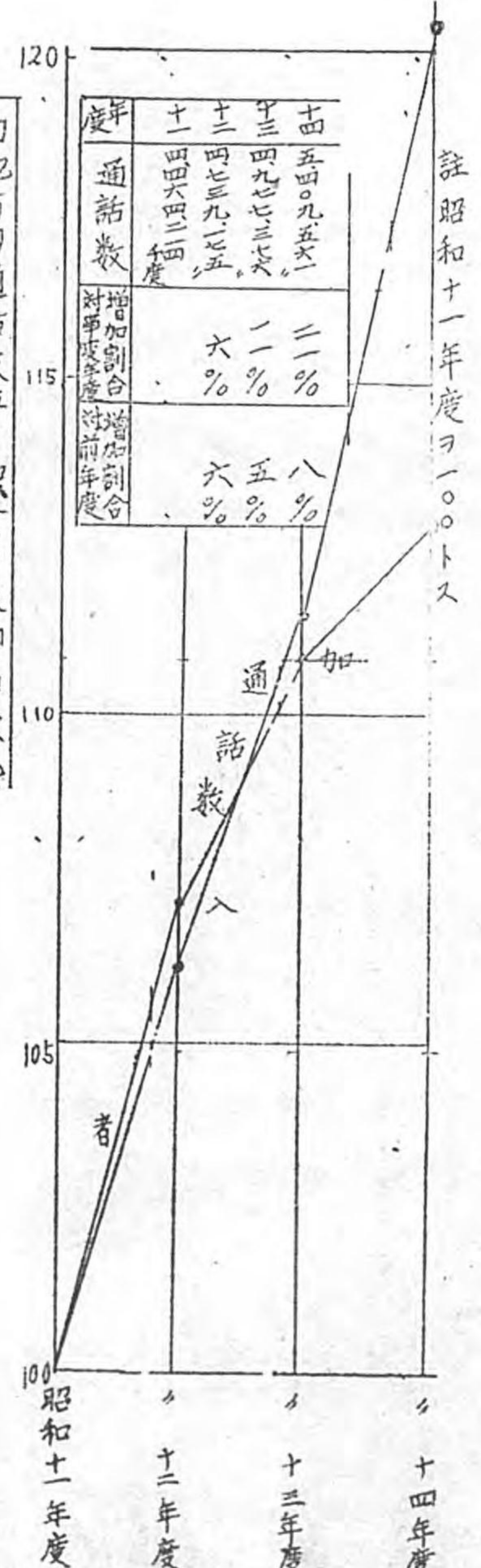
附表第九



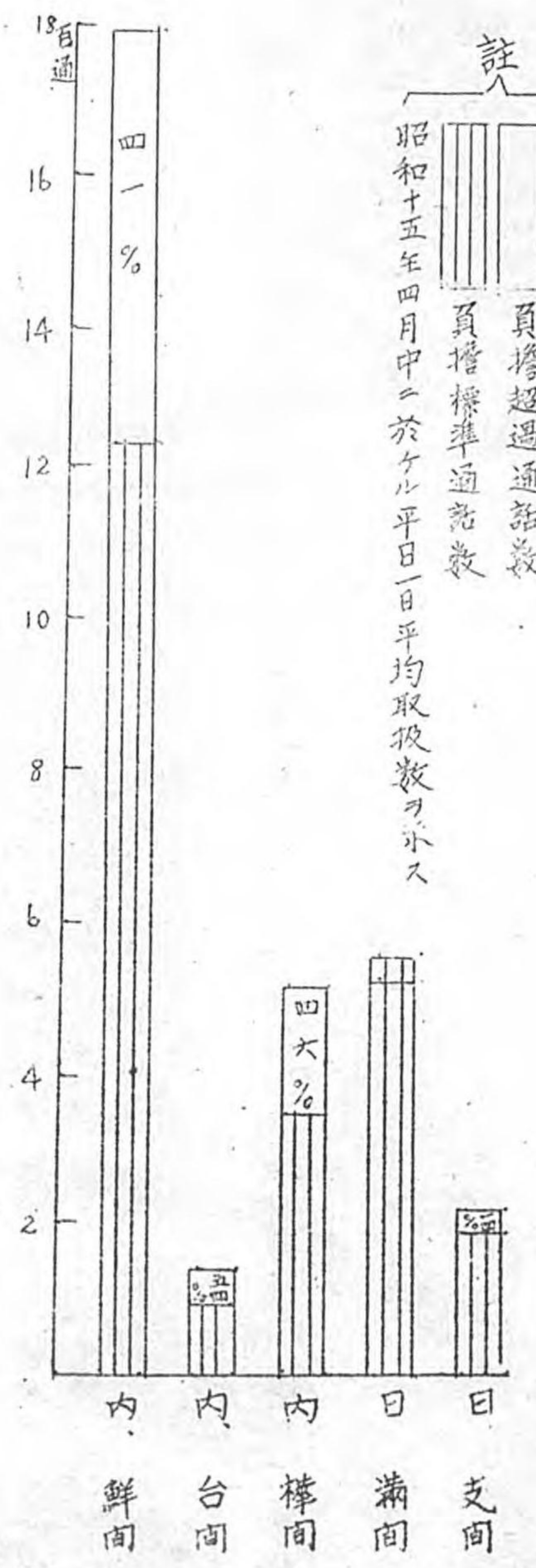
内鮮及内滿通話數增加狀況



内地市内通話數並ニ加入者數增加狀況



内外地及日滿支間電話回線負擔狀況



昭和十五年度資金統制計畫、對滿支貿易計畫
及交通勤員計畫に就いて

(企畫院總裁談)

昭和十五年度の資金統制計畫、對滿支貿易計畫及交通勤員計畫は、豫
ねて企畫院に於て關係各廳と協議立案中であつたが、本日の閣議に附
議せられ決定を見るに至つた。

一、資金統制計畫

本計畫は本年度に於ける資金の需給に關する綜合的計畫であつて、
現下我國の財政經濟事情に照應し、特に公債の發行及消化、專業資
金の需給調整、滿支に對する資金供給並に資金蓄積に關し計畫を編
定し、之に伴ひ必要なる措置の大綱を定めたるものである。而して之
が策定に當つては概ね

(一) 物資勤員計畫等に照應せしめて物資と資金との間の調和を保持
し、努めて物價の騰勢を阻止すること。

□ 公債所要資金、事業所要資金及對滿支供給資金は専ら蓄積資金を以て賄ひ、以て通貨の膨脹を阻止すること。

□ 公債所要資金と事業所要資金との間、及び日滿支所要資金相互間に適正なる均衡を保持せしめること。

四 資金の蓄積に關しては國民生活の戦時水準の確保に留意しつゝ、購買力の吸収に行更に一般の勞力を拂ふことを目途とした。

石に基き資金需要の總額は之を約百二十四億圓と概定し、之を公債所要資金、事業所要資金及滿支供給資金に夫々配分した。就中最も重要なるは公債所要資金である。

之に關しては準備の充實を始め時局下眞に緊急缺くべからざる政府の施策に支障なからしめると共に、他面又國債の消化力に照應せしめることに留意して計畫額を定めたのであつて、之が達成の爲には財政上、金融上必要なる諸法の措置を講ずることゝした。

次に専業所収資金であるが、之に就いては昨年に於ける過剰投資の
實狀に鑑み、原則として緊要なる軍需産業及生産力擴充産業につき
之を認め、其の他の産業に就いては特別の例外以外は之を認めない
こととすると共に、資金の調達に就いても可能なる限り自己資金に
依らしめ、株式、社債、借入金に依る調達は石軍需産業及生産力擴
充産業以外は特別の例外の場合にのみ之を認めることとした。従つ
て産業資金計畫の遂行に當つては、物動計畫等と歩調を合せ各業別
及各企業別重組三表を實行する方針である。そして以上の目的達成
の爲には資金の運用に對する統制を強化し計畫的ならしめることが
必要である。

對滿支供給資金は日滿及日滿^支國際收支計畫との關聯に於て之を計畫
した。即ち滿支に對しては物資、物價、通貨等各級の事項を考慮し
て彼我の間の收支を調整するの要があるので、對滿支投資額も本年
は特にこの全般的經濟關係調整の見地に立つて之を計畫すること

したのである。

以上の資金需要に照應し本年度資金蓄積額は百二十四億圓と制定された。之は必ず達成すべき最少限度の數額であり、その成否は前述各種の需要資金の調達に一は購買力の吸収に至大の影響を及ぼし、延いては現下我國の財政金融政策の圓滑なる遂行を左右するものであるから、官民共に之が目的達成の爲凡有る努力を擧げねばならぬ。特に各種金融機關の蓄積目標額の設定遂行、貯蓄組合の整備増元を固ると共に、一般に戦時國民生活の合理的切下に照應すべき購買力吸収方策を講じ就中都市感服産業及農山漁村の好況部面等特に購買力吸収の必要ありと認められる方面に對し重點を置く方針である。

二、對外交貿易計畫

本計畫は我國と滿洲及支那との間の輸出入貿易額を決定し、物價計畫及資金統制計畫と照應して彼我の間の國際收支の均衡を保持し、圓ブロック經濟の健全なる發展を圖らんとするもので、時局の推移

に伴ひ本年に至り始めて設定されたものである。日滿支各地域間の物資の交流を圓滑にし、通貨價值の安定を圖り、物價の安定を確保するは、日滿支經濟プロツク建設の基本であるのみならず、現下我國内諸般の經濟政策の遂行にも極めて重大なる關係を有するのであるが、従前の部分的且強制的措置を以てしては到底所期の目的を達し得ないので、どうしてもこの際物資、通貨及物價につき綜合的調整を行ふことが緊要となつた次第である。

本計畫の策定に當つては概ね

(一) 我國より供給すべき物資の數量は我國の第三國輸出の維持伸張及國民生活の確保に支障のない範圍に於て、滿支より供給を受ける物資の數量は現地の事情の許す限り、なるべく多からしめること

(二) 交流物資は各地域の消費統制方針並に滿支に於ける圓系通貨價值維持方策に即應し適當なるものを選ぶこと

曰 滿支に對する出超額は貿易外收支上の支拂超過額に照應せしめ
以て對滿支國際收支の均衡を圖ること
を主眼とし對滿、對支の各輸出入計畫及各貿易外收支計畫を設定し
た。而して之が實施の爲には各地域共に其の輸出品の稟荷及輸出税
構並に輸入税構の整備を圖り、交流物資の價額格を統制する等各該の
措置を講ぜねばならない。

三 交通勤員計畫

交通勤員計畫は運輸通信に關し實施すべき主なる統制方策を定めた
ものであつて、昨年度の實績並に現下内外の諸情勢を考慮して本年
度は全般的に統制を一層強化すると共に、特に重點を海上輸送の確
保に置いて計畫した。

海上輸送の圓滑を圖ることは實に今日の急務である。之が爲には元
づいて極力船腹の増加を圖ることとし、國內造船を促進するの外、
外國船の傭入、購入等所妥の措置を講ずると共に海運の統制を一層

を強化することが必要である。即ち船舶の計画的運航及運航態率増進を圖る爲強力なる方策を實施することとし、港灣荷役業務の統制改善に努め、又期別に配船計畫を樹て、輸送の規正を行ふこととし、之が爲には必要に應じ海運業者に對する輸送數量の割當を行ふ等の措置を執り、以て重要物資の輸送の確保を期した次第である。

陸上輸送に付ても海上輸送と同様、現在客貨輻輳の狀況を緩和する爲輸送統制の強化に努めるやう計畫した。

要之今回閣議決定された資金統制、對滿支貿易、及交通動員の三計畫は變に閣議の決定を経た物資動員、貿易、及勞務の諸計畫と相俟つて、軍需の充足、生産力の擴充、貿易の振興、大陸の開発、國民生活の確保を圖り、以て現下内外の情勢に對處すること共に、國力増進の根に培ひ、更に進んで東亞新秩序建設の使命達成を圖らんとするものであつて、茲に本年度に於ける總動員態勢の基礎は大體成つたと申し得るのである。時局は愈々重且大である。我々國民は官民一致、更に

時局認識を深くし、有ゆる困苦缺乏に打勝つて總動員の實行に邁進し
國運の進展に寄與せねばならぬと考へる次第である。

六

極秘

閣甲第二二七號

案起

昭和十五年七月十七日

閣議

昭和十五年七月十八日

施行

昭和十五年七月十八日

總理大臣

五

內閣書記官長

內閣書記官

外務大臣

五

陸軍大臣

五

文部大臣

五

逓信大臣

五

厚生大臣

五

內務大臣

五

海軍大臣

五

農林大臣

五

鐵道大臣

五

大藏大臣

五

司法大臣

五

商工大臣

五

拓務大臣

五

別紙企畫院總裁上申

昭和十五年年度資金統制計畫

関スル件
右閣議ニ供ス

通牒案

昭和十五年七月十八日

内閣書記官長

企畫院總裁宛

依命通牒

昭和十五年七月十七日企畫院上申第一
四五號ヲ以テ上申ニ係ル昭和十五年度

資金統制計畫ニ関スル件上申ノ通閣
議決定相成候

主任官 第五部 佐多 調査官

企畫院上申第一四五號

昭和十五年七月十七日

企畫院總裁 竹内 可吉



内閣總理大臣 米内 光政 殿

昭和十五年度資金統制計畫ニ關スル件

昭和十五年度資金統制計畫ニ關シ別紙「昭和十五年度資金統制計畫綱領」ノ通閣議決定相成様致度此段及上申候

關甲二二七

内閣

機密取扱

昭和十五年度資金統制計畫綱領

企計臣金第〇一五號(三)

昭和十五年七月十六日

資金統制委員會

昭和十五年度資金統制計畫綱領

第一章 總 則

第一 本綱領ハ「昭和十五年度以降國家總動員計畫設定方針」(昭和十四年六月十六日閣議決定)ニ基キ昭和十五年度資金統制ノ基本方針及根本方策ヲ設定シ、昭和十五年度ノ綜合的資金需給、公債ノ發行及消化、事業資金ノ所要及調達、滿洲(關東州ヲ含ム)以下同ジ)及支那ニ對スル資金供給並ニ資金蓄積等ニ關スル計畫ヲ概定シ、之ガ實施上必要ナル措置ノ大綱ヲ定ムルモノトス

第二 昭和十五年度本計畫ノ基本方針ハ左記ニ依ルモノトス

イ 物資動員計畫等ニ照應セシメ物價ノ騰勢ヲ阻止スル爲前年度ニ比シ相當ノ緊縮ヲナスコト

ロ 公債所要資金、事業所要資金及對滿支供給資金ハ專ラ蓄積資金ヲ以テ賄フノミナラズ日本銀行ノ手持國債及貸出ノ減少ヲ圖リ、

一

以テ兌換券ノ流通高ヲ現在以下ニ止ムルヲ目途トスルコト

ハ 公債所要資金ト事業所要資金トノ間並ニ日滿支所要資金ノ間ニ
適正ナル均衡ヲ保持スル如ク留意スルコト

ニ 資金ノ蓄積ニ關シテハ資金需要充足ノ點ノミナラズ國民生活ノ戰
時水準確保ニ留意シツツ更ニ有效適切ナル措置ヲ講ズルコト

ホ 計畫ノ實現ヲ確保スル爲資金統制ニ於ケル官民協力体制ノ整備
強化ヲ促進スルコト

第三 昭和十五年度資金統制ハ本綱領ニ準據シテ之ヲ實施シ實施ニ當
リテハ關係廳ノ協議ニ依リ資金蓄積狀況、金融情勢等ニ順ミ適當ナ
ル期間別實施計畫ヲ設定スルモノトス

第四 各實施擔當官廳ハ本計畫ノ實績ヲ適宜企畫院ニ報告スルモノト
ス

第二章 資金需給綜合計畫

第五 昭和十五年度資金需給綜合計畫ヲ左ノ如ク釐定スルモノトス

記

(單位 百萬圓)

一、資金需要

公債所要資金

五六六〇

國債

五五一〇

地方債

一五〇

事業所要資金

五四〇三

株式拂込金

二〇〇〇

會社債增加額

四四六

借入增加額

二八三七

調整準備金其他

一二〇

對滿供給資金

一〇〇〇

對支供給資金

三五〇

計

一、二、四一三

二、資金供給 (資金蓄積)

一、二、四一三

(第六章參照)

三

第三章 公債計畫

四

第六 昭和十五年度國債消化額ヲ五十五億一千萬圓ト畫定シ日本銀行手持國債ノ減少額三億圓以上ヲ之ニ含マシメ、國債發行額ヲ五十二億圓以下ニ止ムルコトヲ目途トスルモノトス

第七 國債發行額ヲ五十二億圓以下ニ止ムル爲現在ノ豫算ニ於ル國債發行豫定額六十億二千七百萬圓トノ間ニ生ズル差額ハ歲出ノ節減及留保、租稅及其他一般歲入ノ自然増加等ニ依リ之ヲ處理スルモノトス

第八 別ニ決定スベキ資金蓄積計畫數額ニ基キ昭和十五年度國債消化額ヲ左ノ如ク畫定スルモノトス

記

(單位 百萬圓)

一、 諸金融機關	二、七四四
(一) 銀行	二、二五〇
特別銀行	二、五〇

(三)	(四)	(三)	(二)	(一)	二 官 廳			(五)	(四)	(三)	(二)	普 通 銀 行	貯 蓄 銀 行
地方公共團體	共濟組合	郵便年金	簡易生命保險	預金部	預金部	預金部	產業組合關係	損害保險	生命保險	保險會社	無盡會社	信託會社	
一〇	二	六	一一八	一八〇〇	一九三六	二〇〇	二〇〇	二四〇	二六〇	四	三〇	五五〇	一四五〇

五

	三	其他	七〇〇
	各種事業會社	一〇〇〇	
	其他一般公衆	六〇〇	
四	外地	一三〇	
	朝鮮	一二五	
	臺灣	五	
	樺太	一	
	南洋	一	
總計		五五〇	
備考	實際ニ金融機關ヲ指導スル場合ニハ本計畫額以上ノ目標ヲ定メシムルコトアルモノトス		
第九	右ノ國債消化計畫額ハ必ズ達成スベキ最少限度ノ數額ニシテ之ガ成否ハ物價政策ノ遂行ニ重大ナル影響ヲ有スルモノナルニ鑑ミ實施擔當ノ各部局ハ右計畫額以上ノ實績ヲ舉グル爲諸種ノ具體的措置		

六

ヲ講ズルモノトス、特ニ

イ 各種金融團體等ニ國債消化目標額ヲ樹立セシメ之ヲ更ニ地域別等ニ細分化シ目標額達成ノ爲官民協力ニ基ク團體的組織的活動ヲ促シ一層強力ナル消化方策ヲ講ズルコト

ロ 各種事業會社ヲシテ努メテ資金使用ヲ能率的ナラシメ依テ生ジタル餘裕資金ヲ以テ國債ヲ保有セシムル如ク措置スルコト

ハ 個人ノ國債保有額ヲ更ニ増加セシムル爲郵便局賣出國債ノ目標額ヲ六億圓ト定メ之ヲ更ニ各地域別ニ細分化シ、目標額達成ノ爲官民協力ニ基ク國民的運動ヲ展開スルコト

第十 昭和十五年度地方債増加額ハ最高限一億五千萬圓ノ範圍内ニ止ムルコトトシ、之ガ爲關係當局ハ起債事業ニ對シ一層嚴重ナル検討ヲ加フルト共ニ之ガ財源ハ出來得ル限り起債以外ノ收入ニ依ラシムル如ク措置スルモノトス

第四章 事業資金計畫

第十一 昭和十五年度産業資金計畫于左ノ如ク査定スルモノトス

(單位 百萬圓)

資金所要記	
イ 直接事業資金	四七九〇
設備資金	三五七六
運轉資金	一二一四
新設分	七一四
既設增加分	五〇〇
ロ 間接事業資金	三二四五
借入金返済	一二九一
社債返還	二五四
關係會社投資	七〇〇
合計	七〇三五

イ	株式拂込	二〇〇〇
ロ	社債發行	七〇〇
ハ	金融機關ヨリノ借入	二二三六
ニ	其ノ他ヨリノ借入	二九九
ホ	手持資金、留保益金等自乙資金	一八〇〇
合	計	七〇三五

第十二 産業資金ノ計畫ハ前年度ノ過剩投資ノ實狀ニ鑑ミ昭和十五年

度ニハ前記ノ範圍ニ緊縮スルモノトス

第十三 産業資金ノ所要ハ原則トシテ緊要ナル軍需産業及生産力擴充

計畫産業ニ付キ之ヲ認ムルコトトシ、其他ノ産業ニ付テハ特別ノ例

外以外ハ之ヲ認メザルモノトス

第十四 産業所要資金ノ調達ハ可能ナル限り多額ヲ手持資金及留保益

金等ノ自乙資金ニ依ルコトトシ、自乙金融ノ原則ヲ一層徹底セシム

ルモノトス

九

第十五 株式社債及借入金ニ依ル調達ハ原則トシテ緊要ナル軍需産業及生産力擴充計畫産業ニ付キ之ヲ認ムルコトトシ、其他ノ産業ニ付テハ特別ノ例外以外ハ之ヲ認メザルモノトス

第十六 産業資金計畫ニ於ル緊縮方針ノ遂行ニ依リ各業別及各企業別重點主義ヲ強行シ、非能率經營及企業ノ整理統合ヲ斷行スルト共ニ之ニ依リ生ズル影響ニ付テハ別途對策ヲ講ズルモノトス

第十七 企業ノ經理監査ノ爲必要ナル方策ヲ速ニ確立シ之ガ運用ヲ擔當スベキ監査機構ヲ設クルモノトス

第十八 金融機關等ノ資金運用ニ對スル統制ヲ更ニ徹底強化シ運轉資金ニ付テモ一層嚴密ナル統制方策ヲ講ズルモノトス

第十九 國債消化計畫、社債計畫、貸出計畫等ノ遂行擔保ノ爲金融機關等ノ資金運用ヲ一層計畫的ナラシムルニ必要ナル措置ヲ講ズルモノトス

第五章 對滿支供給資金計畫

第二十 昭和十五年度對滿支供給資金ヲ左ノ如ク査定スルモノトス

記

(單位百萬圓)

對滿供給資金	一〇〇〇
公 社 債	七〇〇
株式拂込金其他	三〇〇
對支供給資金	三〇〇
社 債	二五〇
株式拂込金其他	一〇〇
合 計	一三五〇

第二十一 對滿供給資金ハ別ニ定ムル日滿國際收支計畫(對滿投資ヲ除ク)ニ基ク日本側受取超過分ヲ對滿投資ノ形ニ於テ補填スルモノニシテ別ニ定ムル對滿輸出入計畫ノ數量及金額ノ統制ニ關シ特別ノ措置ヲ講ジ日滿國際收支計畫ヲ確保スルモノトス

第二十二 滿洲國ニ於テモ亦資金需給計畫ヲ樹立シ國債ノ發行及產業

一一一

資金ノ供給ヲ原則トシテ國內ニ於ル蓄積資金及本邦對滿投資^一ノ合計額ノ範圍内ニ止メ且物資需給狀況ト照應セシメ以テ資金需給ノ均衡ヲ保持スル様要望スルモノトス

第二十三 對支供給資金ハ別ニ定ムル日支國際收支計畫トノ關聯ニ於テ之ヲ釐定セルモノニシテ一般産業ハ勿論北支開發會社及中支振興會社關係事業ニ對シテモ投資對象ヲ一層厳選シ重點ニ集中セシムル如ク措置スルモノトス

第六章 資金蓄積計畫

第二十四 昭和十五年度資金蓄積額ヲ百二十四億圓ト設定スルモノトス

第二十五 右蓄積目標額ニ到達スル爲各機關別ノ蓄積目標額ヲ左ノ如ク釐定スルモノトス

記

(單位 百萬圓)

五九〇〇

銀行預金

預金部資金	郵便貯金（振替貯金ヲ含ム）	産業組合關係資金	損害保險	生命保險	保險會社資金	無盡會社資金	銀行及信託積立金其他	金錢信託	貯蓄銀行	普通銀行	特別銀行
三九〇	一七〇五	八〇〇	五〇〇	六〇〇	六五〇	一二五	六〇	三二五	九〇〇	四七〇〇	三〇〇

郵便貯金及振替
 貯金並二簡易保
 險及郵便年金ノ
 餘裕金ヲ除ク

一三

(内) 支那事變貯蓄債券及報國債券

簡易保險積立金

二九六

郵便年金積立金

二五〇

諸金融機關計

一〇二四五

私人有價證券投資

一七七六

朝鮮

三九二

臺灣

三二二

樺太

六七

南洋

二

總計

一二、四一三

備考

實際ニ金融機關ヲ指導スル場合ニハ本計畫額以上ノ目標ヲ定メシムルコトアルモノトス

第二十六

右ノ資金蓄積計畫額ハ必ず達成スベキ最少限度ノ數額ニシ

テ之ガ成否ハ公債ノ消化生産力擴充資金ノ調達及滿洲及支那ヘノ資
金供給並ニ一般購買力ノ吸收ニ至大ノ影響ヲ及シ延テハ現下ノ財政
金融政策ノ圓滑ナル遂行ヲ左右スルモノナルニ鑑ミ、實施擔當ノ各
部局ハ右計畫額以上ノ實績ヲ擧グル爲諸種ノ具體的措置ヲ講ズルモ
ノトス、特ニ

イ 各種金融團體等ニ蓄積目標額ヲ樹立セシメ之ヲ更ニ地域別等ニ
細分化シ、目標額達成ノ爲官民協力ニ基ク團體的組織的活動ヲ促
スコト

ロ 貯蓄組合ヲ一層整備擴充シ都市殷賑産業及農山漁村ノ好況部面
等特ニ購買力吸收ノ必要アリト認メラルル方面ニ對シ重點ヲ置ク
ト共ニ一般ニ戰時國民生活ノ合理的切下ニ照應スベキ購買力吸收
方策ヲ講ズルコト

昭和十五年度資金統制計畫、對滿支貿易計畫
及交通動員計畫に就いて

(企業院總裁談)

昭和十五年度の資金統制計畫、對滿支貿易計畫及交通動員計畫は、豫めて企業院に於て關係各廳と協賛立案中であつたが、本日の閣議に附議せられ決定を見るに至つた。

一、資金統制計畫

本計畫は本年度に於ける資金の需給に關する総合的計畫であつて、現下我國の財政經濟事情に照應し、特に公債の發行及消化、事業資金の需給調整、滿支に對する資金供給並に資金蓄積に關し計畫を編定し、之に伴ひ必要なる措置の大綱を定めたるものである。而して之が策定に當つては概ね

(一) 物資動員計畫等に照應せしめて物資と資金との間の調和を保持し、努めて物價の騰勢を阻止すること。

□ 公債所要資金、事業所要資金及對滿支供給資金は専ら蓄積資金を以て賄ひ、以て通貨の膨脹を阻止すること。

○ 公債所要資金と事業所要資金との間、及び日滿支所要資金相互間に適正なる均衡を保持せしめること。

四 資金の蓄積に關しては國民生活の戦時水準の確保に留意しつゝ、購買力の吸収に行更に一握の努力を拂ふことを目途とした。

右に基き資金需要の總額は之を約百二十四億圓と概定し、之を公債所要資金、事業所要資金及滿支供給資金に夫々配分した。就中最も重要なるは公債所要資金である。

之に關しては準備の充實を始め時局下眞に緊急缺くべからざる政府の施策に支障なからしめると共に、他面又國債の消化力に照應せしめることに留意して計畫額を定めたのであつて、之が達成の爲には財政上、金融上必要なる諸収の措置を講ずることとした。

次に専業所収資金であるが、之に就いては昨年^{に於ける}過剩投資の
實狀に鑑み、原則として緊要なる軍需産業及生産刀鋸元産業につ
之を認め、其の他の産業に就いては特別の例外以外は之を認めない
こととすると共に、資金の調達に就いても可能なる限り自己資金に
依らしめ、株式、社債及借入金に依る調達は石軍需産業及生産刀鋸
元産業以外は特別の例外の場合にのみ之を認めることとした。従つ
て産業資金計畫の遂行に當つては、物動計畫等と歩調を合せ各業別
及各企業別重組三表を實行する方針である。そして以上の目的達成
の爲には資金の運用に對する統制を強化し計畫的ならしめることが
必要である。

對滿支供給資金は日滿及日滿^支國際收支計畫との關係に於て之を計畫
した。即ち滿支に對しては物價、物價、通貨等各級の專項を考慮し
て彼我の間の收支を調整するの要があるので、對滿支投資額も本年
は特にこの全般的經濟關係調整の見地に立つて之を計畫すること、

したのである。

以上の資金需要に照應し本年度資金蓄積額は百二十四億圓と劃定された。之は必ず達成すべき最少限度の數額であり、その成否は前述各種の需要資金の調達に一は購買力の吸収に至大の影響を及ぼし、延いては現下我國の財政金融政策の圓滑なる遂行を左右するものであるから、官民共に之が目的達成の爲凡有る努力を御はねばならぬ。特に各種金融機關の蓄積目標額の設定遂行、貯蓄組合の整備増元を固ると共に、一般に戦時國民生活の合理的切下に照應すべき購買力吸収万策を講じ戦中都市感成産業及農山漁村の好況部面等特に購買力吸収の必要ありと認められる方面に對し重誦を置く方針である。

二、對海外貿易計畫

本計畫は我國と滿洲及支那との間の輸出入貿易額を決定し、物物計畫及資金統制計畫と照應して彼我の間の國際收支の均衡を保持し、圓プロック經濟の健全なる發展を圖らんとするもので、時局の推移

に伴ひ本年に至り始めて設定されたものである。日滿支各地域間の物資の交流を圓滑にし、通貨價值の安定を圖り、物價の安定を確保するは、日滿支經濟プロツク建設の基本であるのみならず、現下我國内諸般の經濟政策の遂行にも極めて重大なる關係を有するのであるが、従前の部分的且強制的措置を以てしては到底所期の目的を達し得ないので、どうしてもこの際物資、通貨及物價につき綜合的調整を行ふことが緊要となつた次第である。

本計畫の策定に當つては概ね

(一) 我國より供給すべき物資の數量は我國の第三國輸出の維持伸展及國民生活の確保に支障のない範圍に於て、滿支より供給を受ける物資の數量は現地の事情の許す限り、なるべく多からしめること

(二) 交流物資は各地域の消費統制方針並に滿支に於ける圓系通貨價值維持方策に即應し適當なるものを選ぶこと

曰 滿支に對する出超額は貿易外收支上の支拂超過額に照應せしめ
以て對滿支國際收支の均衡を圖ること
を主眼とし對滿支の各輸出入計畫及貿易外收支計畫を設定し
た。而して之が實施の爲には各地域共に其の輸出品の稟荷反輸出後
構立に輸入後構の整備を圖り、交流物資の價額格を統制する等各波の
措置を講ぜねばならない。

三、交通勤員計畫

交通勤員計畫は運輸通信に關し實施すべき主なる統制方策を定めた
ものであつて、昨年度の實踐並に現下内外の諸情勢を考慮して本年
度は全般的に統制を一層強化すること共に、特に重點を海上輸送の確
保に置いて計畫した。

海上輸送の圓滑を圖ることは實に今日の急務である。之が爲には先
づ以て極力船腹の増加を圖ることとし、國內造船を促進するの外、
外國船の傭入、購入等所妥の措置を講ずること共に海運の統制を一段

と強化することが必要である。即ち船舶の計畫的運航及運航態率増進を圖る爲強力なる方策を實施することとし、港灣荷役業務の統制改善に努め、又期別に配船計畫を樹て、輸送の規正を行ふこととし、之が爲には必要に應じ海運業者に對する輸送數量の割當を行ふ等の措置を執り、以て重要物資の輸送の確保を期した次第である。陸上輸送に付ても海上輸送と同様、現在客貨輻輳の狀況を緩和する爲輸送統制の強化に努めるやう計畫した。

要之今回閣議決定された資金統制、對滿支貿易、及交通動員の三計畫は疊に閣議の決定を経た物資動員、貿易、及勞務の諸計畫と相俟つて、軍需の充足、生産力の擴充、貿易の振興、大陸の開発、國民生活の確保を圖り、以て現下内外の情勢に對處すること共に、國力増進の根基に培ひ、更に進んで東亞新秩序建設の使命達成を圖らんとするものであつて、茲に本年度に於ける總動員態勢の基礎は大體成つたと申し得るのである。時局は愈々重且大である。我々國民は官民一致、更に